

口腔管理連携加算に関する掲示

入院中の歯科訪問診療について

入院中に歯科訪問診療が必要な場合は、当院と連携している歯科クリニックの訪問診療となります。

○歯科の診療費は、当院の入院費用には含まれておりません。

（医科と歯科は診療費が別の扱いとなります。）

○患者さんから訪問診療を行う歯科クリニックへ直接のお支払いとなります。

○お支払い方法は診療後に別途お知らせします。

○患者さんから現金をお預かりして当院職員による代行支払いは行っておりません。

○入院時にご提示いただいた健康保険等の情報を歯科訪問診療時に当院より同クリニックへ情報提供させていただきます。

○訪問歯科の診療内容につきましては歯科医師へお尋ねください。

管理部門	承認	院長	掲示期間
総務課	桑原	高野	2026.6.1 ~